

1. 身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員1人1人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1)介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない介護の提供をする 事が原則です。しかしながら、以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的 拘束を行うことがあります。

①切迫性 : 利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いこと。

③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

*身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たす事が必要です。

2 身体拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所に置いては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合の経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するべく努力をします。

(3)日常の訪問支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に 応じた丁寧な対応を致します。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるよう な行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化委員会に於 いて検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的 な生活をして頂けるように努めます。

(4)情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じます。

3. 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置します。(虐待防止委員会と一体的に設置・運営とする)

その結果について職員に周知徹底を図っていきます。

- ① 設置目的
 - 事業所内での身体拘束身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への研修・指導

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

- ① 所長
- ② 身体拘束を受けた利用者の担当看護師
 →医師との連携、医療行為範囲の整備、重症化する利用者の状態観察、記録の整備
- ③ 身体拘束を受けた利用者の担当リハビリスタッフ
- *この委員会の責任者は所長とし、委員会の議長はその時参加している委員の中から、合議で決定します。

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ① 定期開催します。年1回以上に開催します。
- ② 必要時は随時開催します。
- ③ 急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)は、生命維持の観点から多職種共同での委員会の 開催が出来ない事が想定されます。そのような場合は、その時間帯に出勤している事業所職員全 体から意見を徴集し、検討した結果を記録に残します。その結果を基に臨時の身体拘等適正化委 員会を運営します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や 腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会で、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し利用者・その家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人やその家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法の詳細を速やかに説明し、充分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・ やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時 検討します。その記録は5年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしま す。

④拘束の解除

③の記録と再検討結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は速やかに解除します。

その場合には、家族(保証人等)に報告し、一旦その時点の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があります。再度、数日以内に同様の対応で身体拘束によるが必要となった場合、家族(保証人等)連絡し経過報告を実施するともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持観点から同様対応を実施させて頂きます。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年1回)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 上記教育・研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し保存

6. 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載することで、いつでも利用者やその家族が閲覧できるようにします。

附則

2024年4月1日施行

2025年3月31日改訂 (6. 当該指針の閲覧について追記)